

2013年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

問題 1

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

Xは、Y県立A高等学校に勤務する教諭である。Xは、戦前の日本の軍国主義やアジア諸国への侵略戦争を反省し、平和を志向する考えをもっている。Xは、「日の丸」や「君が代」が、戦前の日本の軍国主義において大きな役割を果たしたと考えており、「君が代」は天皇制を讃えるための歌であって、大日本帝国が他国を侵略するに当たり超国家主義の思想を徹底させる必要から学校教育を通じて普及させられたものだという歴史観を有している。このように、Xは、「君が代」や「日の丸」に対し、戦前の軍国主義と天皇主義を象徴するという否定的評価を有しており、国旗国歌法が定められた後も、「君が代」や「日の丸」に対する尊崇、敬意の念の表明にほかならない国歌（君が代）斉唱の際の起立斉唱行為はできないと考えていた。

Y県立A高等学校においては、以前から学校行事である式典において国歌（君が代）斉唱が行われてきたが、不起立の教職員が多かった。A高等学校の校長Bは、国歌斉唱の際に多くの教職員が起立していない様子は厳粛な式典の雰囲気壊すものだとし、平成2*年度の卒業式に先立ち、A高校に勤務する教職員に対して国歌斉唱の際に起立斉唱行為を命ずる旨の職務命令を発した。（以下、「本件職務命令」という。）。その概要は、次のとおりである。「国歌斉唱に際して、教職員は国旗に向かって起立し、斉唱すること。これに反する行為は懲戒処分の対象となりうる」。

しかし、Xは、職務命令に反して、国歌斉唱の際に起立せず斉唱もしなかった。この事実は、BによってY県教育委員会に報告された。

Y県教育委員会は、Xを呼び出して事実を確認した上で、Xに対し、職務命令違反を理由に、戒告処分（以下、「本件処分」という。）をした。

Xは、本件職務命令は違憲であるから、これを前提とする本件処分も違法だと考えている。

- (1) 憲法19条の保障内容について、説明しなさい。
- (2) Xが、本件職務命令は憲法19条で保障された権利自由を制限するものだと主張する場合、それはどのような点において権利自由を制限しているといえるか。
- (3) 本件職務命令が憲法19条で保障された権利自由を制限するものであるとして、その合憲性を判断するにあたっては、どのような審査の仕方をすれば良いだろうか。理由とともに、答えなさい。
- (4) 本件職務命令の合憲性について、あなたの考えを論じなさい。

問題 2

- (1) 立法不作為は違憲審査の対象となるか。判例を参照しつつ、ごく簡単に答えなさい。
- (2) 議院内閣制について、大統領制と比較しながら、ごく簡単に説明しなさい。